

令和８年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

令和８年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託は、結婚支援コンシェルジュ事業の実施について、より高い効果が得られる受託者を選定する必要があることから、企画提案競技（プロポーザル方式）により広く募集し、内容を評価した上で最も優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

令和８年度結婚支援コンシェルジュ事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

１４，３０６，１３２円（消費税及び地方消費税額含む。）

※ なお、本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、４月１日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

※ 委託契約額の上限額は、今後、県予算の状況により変更することがある。

4 委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

5 参加資格要件

- （１） 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であること。
- （２） 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- （４） この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- （５） 県税に未納がないこと。
- （６） 宮崎県暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第４号に規定する暴力団関係者でない者
- （７） 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- （８） 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （９） 結婚支援について十分な業務知識を有するとともに、社会全体における結婚応援の機運の醸成など県の結婚支援施策を理解し、協力できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | | |
|-------------------------|--------------|------|
| (1) 県ウェブサイト公示 | 令和8年2月20日(金) | |
| (2) 質問票受付期限 | 令和8年2月27日(金) | 午後5時 |
| (3) 企画提案競技の参加申込書の提出期限 | 令和8年3月6日(金) | 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年3月13日(金) | 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング)の実施 | 令和8年3月19日(木) | 午後 |
| (6) 受託候補者決定・審査結果通知 | 令和8年3月24日(火) | まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年3月6日(金) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託業務の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書(原本1部、コピー4部)

- ・ 提案する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げ可)とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 委託業務実施体制及び業務スケジュールを記載する。

イ 見積書(原本1部、コピー4部)

- ・ 見積書は任意様式とし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ・ 企画提案書に沿った内容とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

ウ 業務実績書(5部)

本業務と同種・同規模程度の、既存のもの及び過去2年以内の契約実績について、契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること(任意様式)。

エ 法人等概要(既存パンフレット等可)(5部)

オ 誓約書(別紙2)、(1部提出)

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年3月13日(金) 午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

※ 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

本企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問票（別紙3）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

質問への回答は、原則として質問受付日から2日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。

なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある（質問者名は公表しない。）。

(4) プレゼンテーションの実施

実施日：令和8年3月19日（木）午後

場所：宮崎県庁防災庁舎 2階 プレスルーム中

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式。なお、企画提案競技参加者が1者の場合はこれを行わず、書面審査により決定するものとする。

① プレゼンテーションは、1者当たり、説明20分 質疑10分 合計30分とする。

② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(5) 審査方法

提出された企画提案書及び関係書類の内容を、別紙の審査基準表に基づき評価を行う。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和8年3月24日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

② 企画提案書等を期限までに提出しないとき。

③ 企画提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲

内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
(3) 委託料の支払い方法は、概算払い（2回）とする。
(4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課 こども・若者戦略担当（担当 兼松、吉岡）

電 話 0985-44-2835

ファクシミリ 0985-26-3416

電子メール kodomo-seisaku@pref.miyazaki.lg.jp